

## 館林市空き家利活用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家の利活用を促進し、移住定住人口の増加を図るため、空き家を登録し、又は購入する、若しくは空き家の賃貸借を行う者に対し館林市空き家利活用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 館林市空き家情報登録制度実施要綱（平成29年館林市告示第138号）第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (2) 転入者 申請時において1年以上本市に居住していない者。
- (3) 重点エリア 市が定めたまちなか再生重点エリア（別図）をいう。

(助成対象空き家)

第3条 助成対象となる空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人所有の建築物であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律201号）の規定に違反していることが明らかに違反している建築物でないこと。

(助成対象者)

第4条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
  - ア 館林市空き家情報登録制度に助成対象空き家を登録した者
  - イ 館林市空き家情報登録制度を利用して助成対象空き家を購入、賃借又は賃貸した者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 館林市暴力団排除条例（平成24年館林市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (4) 過去に本助成金の交付を受けていない者

(助成金の額)

第5条 助成金の種類、額等は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

種類	区分	助成金の額	条件
購入助成金	市内在住者	200,000円	交付決定後2年以上居住すること。
	転入者	400,000円	交付決定後2年以上居住すること。
賃借助成金	市内在住者	月単位の家賃の1/3 (千円未満切り捨て) かつ上限20,000円	助成期間は最長12か月とする。ただし、日割家賃が発生する月は助成期間に含めないものとする。 交付決定後2年以上居住すること。
	転入者	月単位の家賃の1/2 (千円未満切り捨て) かつ上限40,000円	助成期間は最長12か月とする。ただし、日割家賃が発生する月は助成期間に含めないものとする。 交付決定後2年以上居住すること。
賃貸人 成約助成金		50,000円	
登録助成金		重点エリア内の場合 20,000円 エリア外の場合 10,000円	登録後2年間は成約等によらない限り登録を消さないこと。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、館林市空き家利活用助成金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、賃貸助成金の交付を受けようとする助成対象者にあつては、対象となる助成期

間の該当年度ごとに申請しなければならない。

(1) 購入助成金

- ア 助成対象者の住民票
- イ 土地及び建物登記事項証明書
- ウ 売買契約書の写し
- エ 誓約書（別記様式第2号）

(2) 賃借助成金

- ア 助成対象者の住民票
- イ 賃貸借契約書の写し
- ウ 誓約書（別記様式第2号）

(3) 賃貸人成約助成金 賃貸借契約書の写し

(4) 登録助成金 空き家情報登録決定通知書の写し

（交付決定）

第7条 市長は、申請者から前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、助成金の交付を決定し館林市空き家利活用助成金交付決定通  
知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の内容変更）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は当該  
交付決定内容を変更するときは、速やかに館林市空き家利活用助成金交付変更申請  
書（別記様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の申請書が提出された場合において、内容を審査し、  
その適否を決定し、館林市空き家利活用助成金交付変更承認決定通知書（別記様式  
第5号）又は空き家利活用助成金変更不承認決定通知書（別記様式第6号）により、  
交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付  
決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、館林市空き家

利活用助成金交付取消通知書（別記様式第7号）により、当該交付決定者に対し通知するものとする。

（助成金の取止め）

第10条 交付決定者は、交付決定を受けた後、空き家の利活用を中止する必要がある場合は、館林市空き家利活用助成金交付取止め届（別記様式第8号）に第7条の規定により通知された館林市空き家利活用助成金交付決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定後2年以上居住した場合は除く。

2 市長は、交付決定者から前項の館林市空き家利活用助成金交付取止め届の提出があったときは、交付決定を取り消し、館林市空き家利活用助成金交付取消通知書により、交付決定者に対し通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 市長は、前2条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 交付決定者は、交付決定後2年以内に助成金の交付申請の内容と異なる利用に供した場合は、助成金を返還しなければならない。ただし、第8条の規定による承認を受けた者は除く。

3 交付決定者は、交付決定後2年以内に当該空き家を除却した場合は、交付を受けた助成金を返還しなければならない。

4 市長は、前3項の規定により助成金の返還を求めるときは、館林市空き家利活用助成金返還命令通知書（別記様式第9号）によるものとする。

（購入助成金及び賃貸助成金の請求及び交付）

第12条 第7条の通知を受けた購入助成金及び賃貸人成約助成金の交付決定者は、速やかに館林市空き家利活用助成金請求書（別記様式第10号）により市長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該交付決定者に助成金を交付するものとする。

（賃借助成金の請求及び交付）

第13条 第7条の通知を受けた賃借助成金の交付決定者は、当該賃貸借契約成立後に居住を開始し、当該年度分の助成対象となる全賃借料の支払い後30日以内に、前条第1項の館林市空き家利活用助成金請求書に各種領収書の写し又はそれを証明

できる書類の写しを添えて市長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の請求があったときは、当該交付決定者に助成金を交付するものとする。

(賃借助成金の報告)

第14条 賃借助成金の交付決定を受けた者は、当該賃貸借契約満了時に館林市空き家成約物件報告書(別記様式第11号)により、速やかに市長に報告するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。